

(お知らせ)

令和 7 年 8 月 1 日
防 衛 省

日米合同委員会合意について

日米合同委員会において、F A C 3 1 8 8 相馬原演習場における追加財産の
限定使用について他 3 件について合意しましたのでお知らせします。

なお、合意概要については別添のとおりです。

日米合同委員会合意事案概要

件名	F A C 3 1 8 8相馬原演習場における追加財産の限定使用について
承認年月日	令和7年7月25日
施設・区域名称	F A C 3 1 8 8相馬原演習場
合意対象所在地	群馬県北群馬郡榛東村（相馬原駐屯地） 群馬県高崎市及び北群馬郡榛東村（相馬原演習場）
合意対象面積等	土地：約12,000㎡（相馬原駐屯地） 約3,000㎡（相馬原演習場）
	水域等：－
	建物：3棟約1,800㎡（相馬原駐屯地） 2棟約600㎡（相馬原演習場）
	工作物：定着物と設置物を含む工作物一式（関連備品を含む。）（相馬原駐屯地及び相馬原演習場）

【事案内容】

本件は、日米共同訓練「オリエント・シールド」を実施するため、日米地位協定第2条第4項（b）の適用ある施設及び区域として、標記施設の一部を限定使用することについて、日米合同委員会の承認を得たものである。

記

- (1) 陸上自衛隊相馬原駐屯地

土地：約 12,000 m²

建物：3棟 約 1,800 m²

工作物：定着物と設置物を含む工作物一式（関連備品を含む。）

- (2) 陸上自衛隊相馬原演習場

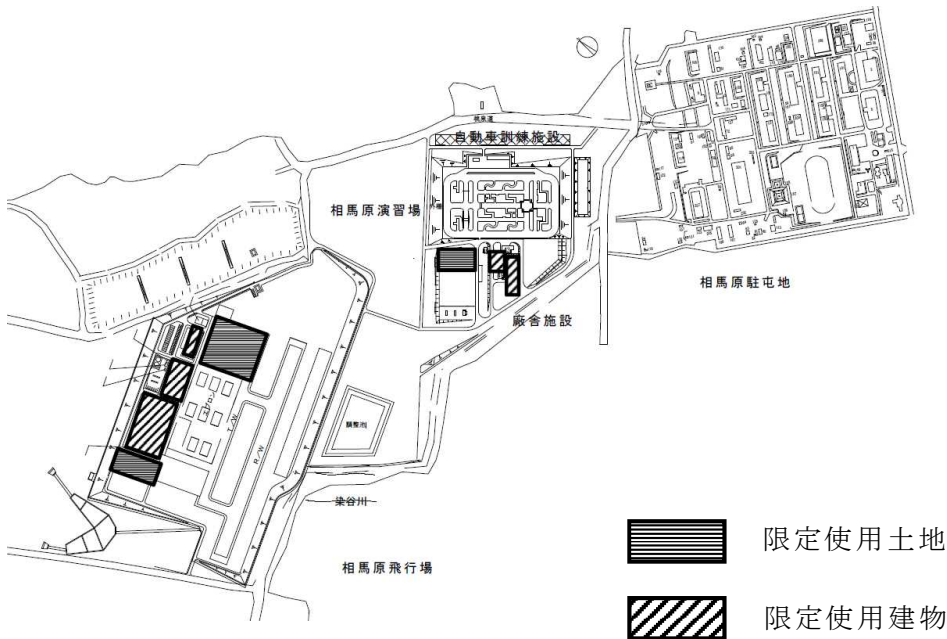
土地：約 3,000 m²

建物：2棟 約 600 m²

工作物：定着物と設置物を含む工作物一式（関連備品を含む。）

※使用期間：（１）令和７年９月１日から同月３０日までの間

(2) 必要に応じて訓練の展開と撤収のための追加期間



日米合同委員会合意事案概要

件名	F A C 4 1 6 6 伊丹駐屯地、F A C 4 1 7 7 千僧駐屯地及び F A C 4 1 6 1 小松飛行場（経ヶ岬分屯基地）の財産の限定使用について
承認年月日	令和7年7月25日
施設・区域名称	F A C 4 1 6 6 伊丹駐屯地、F A C 4 1 7 7 千僧駐屯地及び F A C 4 1 6 1 小松飛行場（経ヶ岬分屯基地）
合意対象所在地	兵庫県伊丹市、兵庫県川西市及び京都府京丹後市
合意対象面積等	土地：約 1, 8 0 0 m ² （陸上自衛隊伊丹駐屯地） 約 8, 5 0 0 m ² （航空自衛隊小松飛行場（経ヶ岬分屯基地））
	水域等：－
	建物：2棟 約 1 1 0 m ² （陸上自衛隊伊丹駐屯地） 1棟 約 9 0 0 m ² （陸上自衛隊千僧駐屯地） 3棟 約 1, 9 0 0 m ² （航空自衛隊小松飛行場（経ヶ岬分屯基地））
	工作物：定着物と設置物を含む工作物一式（関連備品を含む。）

【事案内容】

本件は、日米共同訓練「オリエン特・シールド」を実施するため、日米地位協定第2条第4項（b）の適用ある施設及び区域として、標記施設の一部を限定使用することについて、日米合同委員会の承認を得たものである。

記

（1）陸上自衛隊伊丹駐屯地

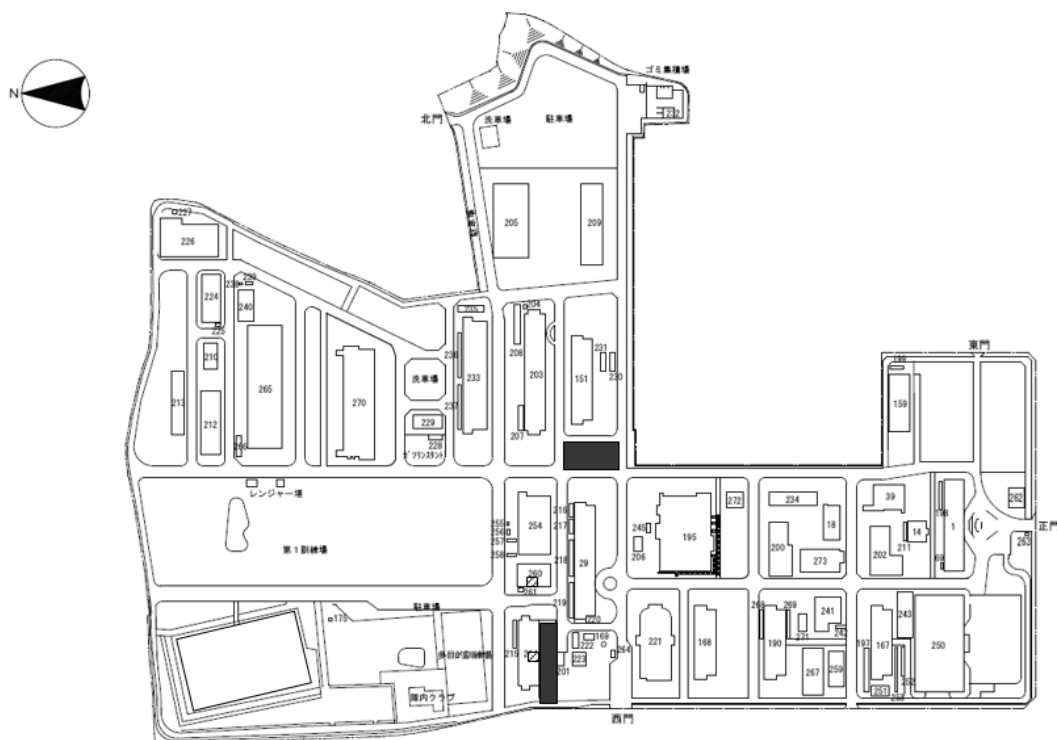
土地：約 1,800 m²

建物：2棟 約 110 m²

工作物：定着物と設置物を含む工作物一式（関連備品を含む。）

使用期間：（1）令和7年9月6日から同月30日までの間

（2）必要に応じて訓練の展開及び撤収のための追加期間



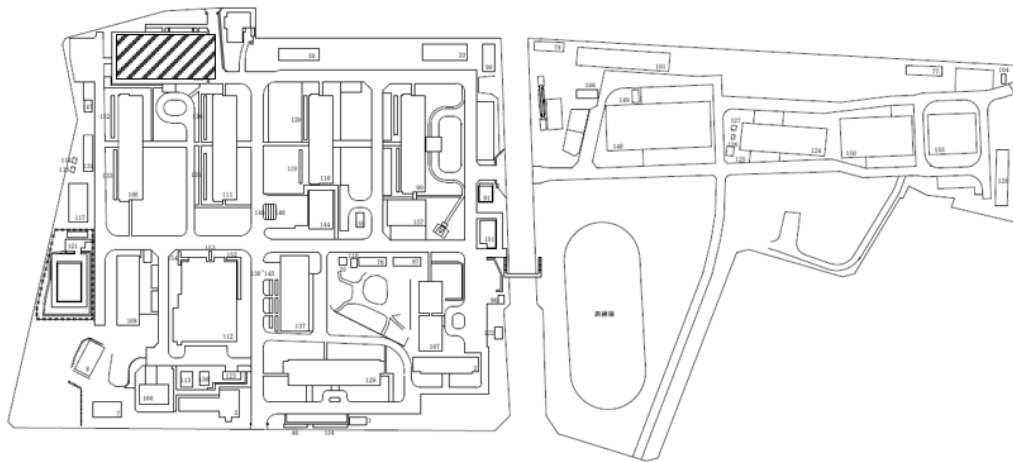
(2) 陸上自衛隊千僧駐屯地

建 物：1 棟 約 900 m²

工 作 物：定着物と設置物を含む工作物一式（関連備品を含む。）

使用期間：(1) 令和 7 年 9 月 6 日から同月 30 日までの間

(2) 必要に応じて訓練の展開及び撤収のための追加期間



(3) 航空自衛隊小松飛行場（経ヶ岬分屯基地）

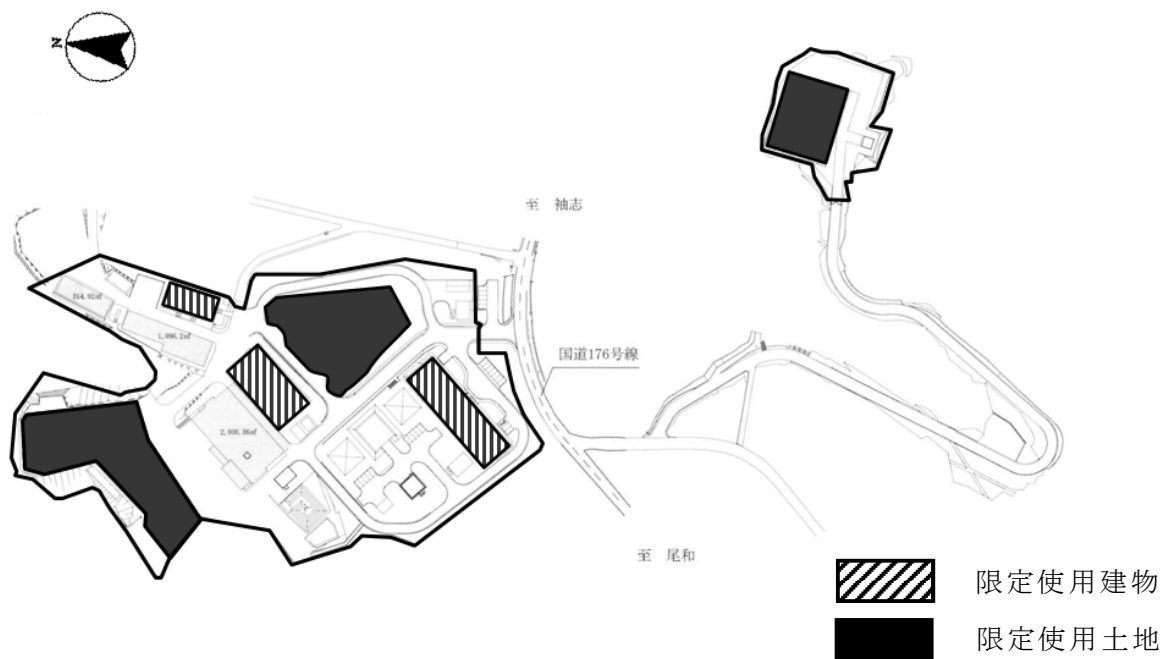
土 地：約 8,500 m²

建 物：3 棟 約 1,900 m²

工 作 物：定着物と設置物を含む工作物一式（関連備品を含む。）

使用期間：(1) 令和 7 年 9 月 12 日から同月 24 日までの間

(2) 必要に応じて訓練の展開及び撤収のための追加期間



日米合同委員会合意事案概要

件名	F A C 4 1 6 6 伊丹駐屯地、F A C 4 1 7 7 陸上自衛隊千僧駐屯地及びF A C 4 1 7 8 陸上自衛隊川西駐屯地の財産の限定使用について
承認年月日	令和7年7月25日
施設・区域名称	F A C 4 1 6 6 伊丹駐屯地、F A C 4 1 7 7 千僧駐屯地及びF A C 4 1 7 8 川西駐屯地
合意対象所在地	兵庫県伊丹市及び兵庫県川西市
合意対象面積等	土地：約2,100㎡（陸上自衛隊伊丹駐屯地） 水域等：－ 建物：7棟 約1,400㎡（陸上自衛隊伊丹駐屯地） 1棟 約940㎡（陸上自衛隊千僧駐屯地） 1棟 約840㎡（陸上自衛隊川西駐屯地） 工作物：定着物と設置物を含む工作物一式（関連備品を含む。）

【事案内容】

本件は、日米共同訓練「ヤマサクラ」を実施するため、日米地位協定第2条第4項（b）の適用ある施設及び区域として、標記施設の一部を限定使用することについて、日米合同委員会の承認を得たものである。

記

（1）陸上自衛隊伊丹駐屯地

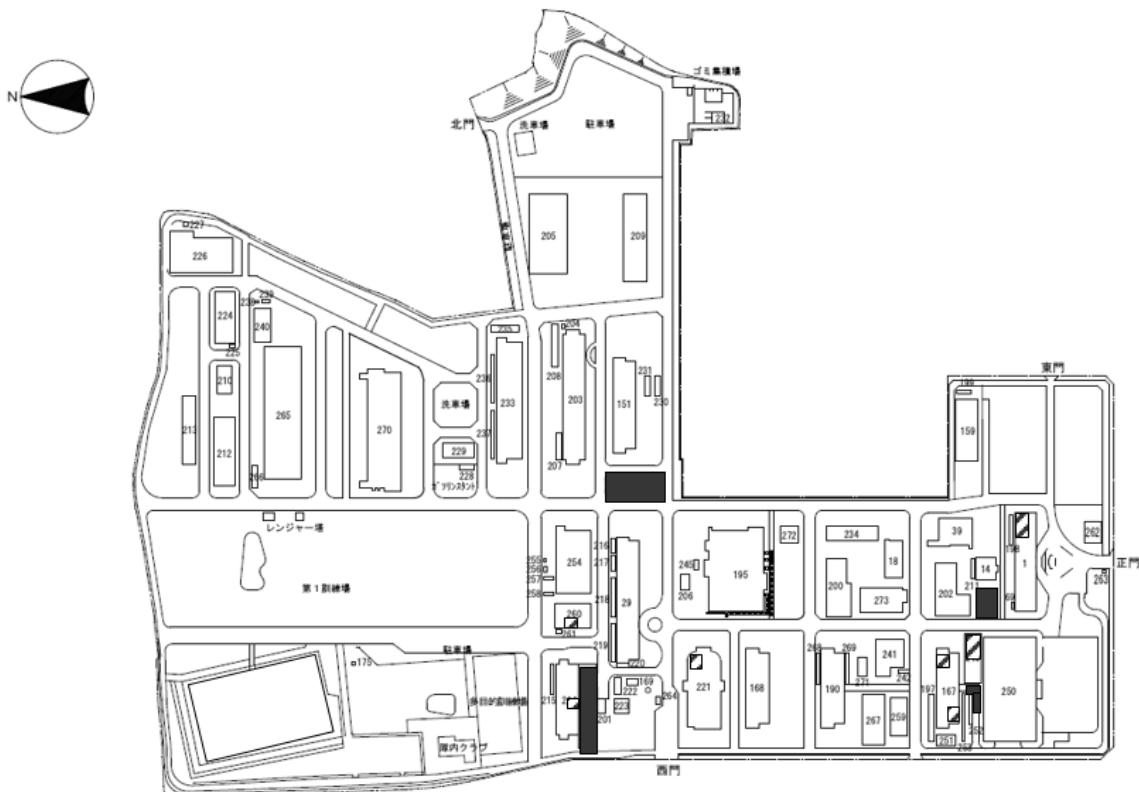
土地：約2,100㎡

建物：7棟 約1,400㎡

工作物：定着物と設置物を含む工作物一式（関連備品を含む。）

使用期間：（1）令和7年8月4日から同年9月5日までの間

（2）必要に応じて訓練の展開及び撤収のための追加期間



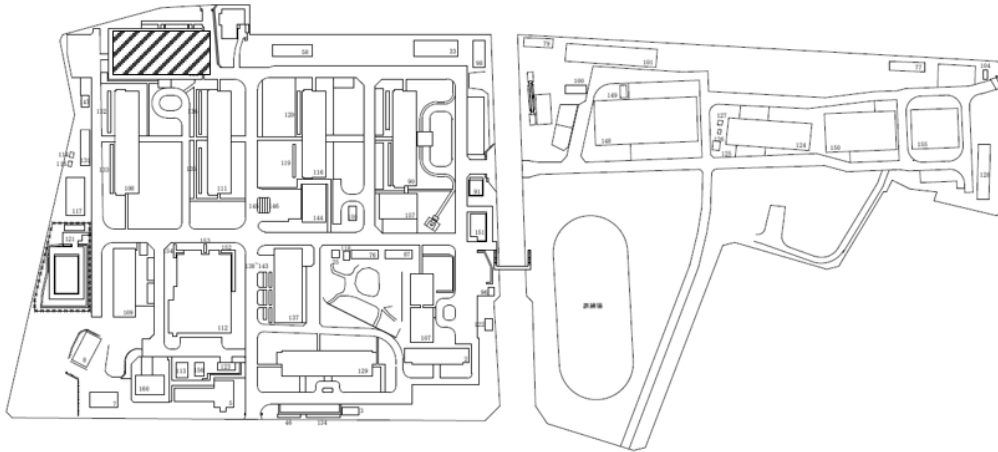
(2) 陸上自衛隊千僧駐屯地

建 物：1 棟 約 940 m²

工 作 物：定着物と設置物を含む工作物一式（関連備品を含む。）

使用期間：(1) 令和 7 年 8 月 4 日から同年 9 月 7 日までの間

(2) 必要に応じて訓練の展開及び撤収のための追加期間



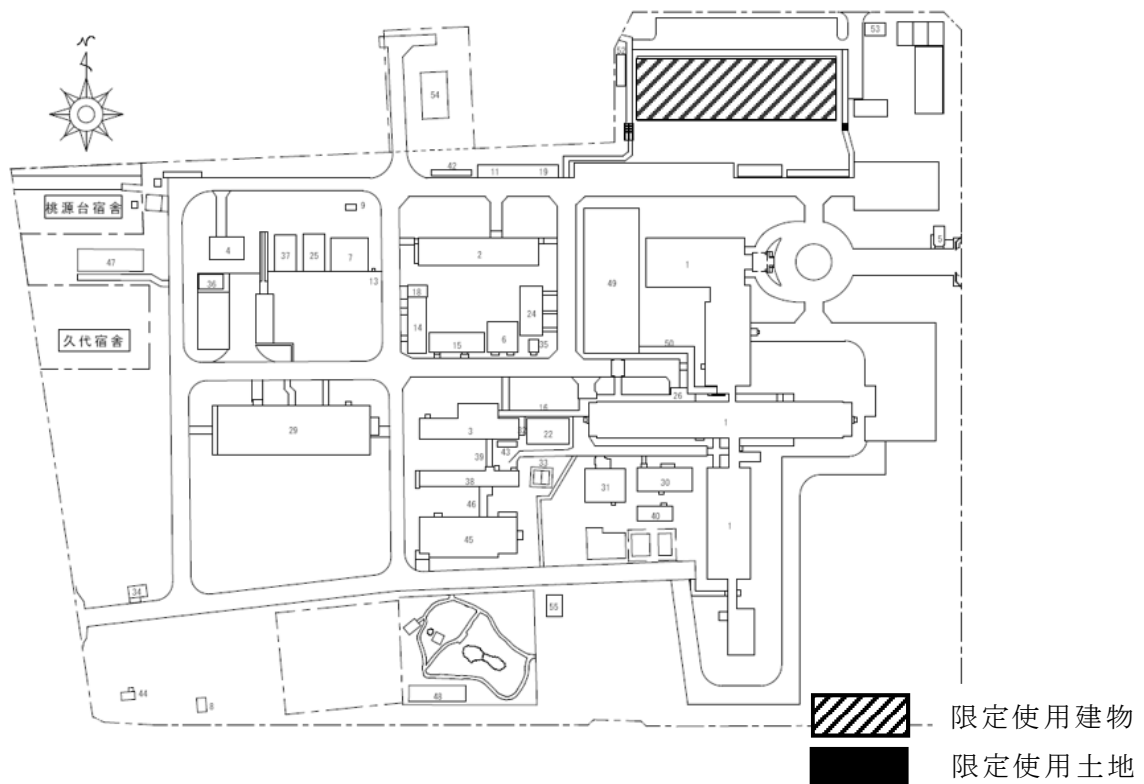
(3) 陸上自衛隊川西駐屯地

建 物：1 棟 約 840 m²

工 作 物：定着物と設置物を含む工作物一式（関連備品を含む。）

使用期間：(1) 令和 7 年 8 月 4 日から同年 9 月 7 日までの間

(2) 必要に応じて訓練の展開及び撤収のための追加期間



日米合同委員会合意事案概要

件名	F A C 3 1 8 9 朝霞駐屯地における追加財産の限定使用について
承認年月日	令和7年7月25日
施設・区域名称	F A C 3 1 8 9 朝霞駐屯地
合意対象所在地	埼玉県朝霞市、新座市及び和光市並びに東京都練馬区
合意対象面積等	土地：約720 m ²
	水域等：－
	建物：3棟 約1,200 m ²
	工作物：定着物及び設置物を含む工作物一式（関連備品を含む。）
	附帯施設：－

【事案内容】

本件は、日米共同訓練「ヤマサクラ」を実施するため、日米地位協定第2条第4項（b）の適用ある施設及び区域として、標記施設の一部を限定使用することについて、日米合同委員会の承認を得たものである。

記

土地：約720 m²

建物：3棟 約1,200 m²

工作物：定着物及び設置物を含む工作物一式（関連備品を含む。）

使用期間：令和7年8月5日から同年9月5日までの間

